

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収又は調査に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、地方税の賦課徴収又は調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣誓する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収又は調査に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯罪事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務(個人事業税、不動産取得税、自動車税等) 2 収納、還付、充当、納税証明等を行う収納管理業務 3 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う徴収管理業務 4 納税者の宛名情報の管理を行う宛名管理業務</p> <p>納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ② 関係機関等からの情報により、申請書等及び課税情報の確認を行う。 ③ 本県で賦課しない者に係る所得税申告書データについて、団体間回送処理を行う。 ④ 必要に応じて申告書等に記載された基本4情報等の真正性の確認を行う。 ⑤ 納税者からの減免等の申請により、減免に必要な情報の照会・確認を行う。 ⑥ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ⑦ ①～⑤により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑧ ①～⑤により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑨ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑩ 納税者が電子納付したことについて、地方税ポータルシステムからの納付データ及び金融機関からの収金データにより確認する。 ⑪ 納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑫ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑬ ⑩に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑭ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑮ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。</p>
③システムの名称	①県税総合情報管理システム②自動車税システム③大分県統合利用番号連携サーバー④中間サーバー⑤地方税ポータルシステム(eLTAX)⑥住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
県税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の24の項、133の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県総務部税務課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号097-506-2392
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、以下の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における所属部署 ②所属長	税務課長 安部雄一	税務課長 安部道生	事後	人事異動に伴う変更のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における所属部署 ②所属長	税務課長 安倍道生	税務課長 吉富智昭	事後	人事異動に伴う変更のため
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務(個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等)	1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務(個人事業税、不動産取得税、自動車税等)	事前	自動車取得税の廃止(R1.10.1施行)のため
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月9日 時点	令和1年6月20日 時点	事前	時点更新
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月9日 時点	令和1年6月20日 時点	事前	時点更新
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の28の項	番号法第19条第8号 別表第二の28の項	事後	
令和5年5月30日	I-3 請求先	部署 大分県総務部税務課 住所 大分県大分市大手町3-1-1 電話番号097-506-2392	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285	事後	
令和5年5月30日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	
令和5年5月30日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和5年9月19日	I-1-③システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	地方税ポータルシステム(eLTAX)	事前	eLTAX関係システムの記載変更
令和7年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	—	⑥' 納税者が電子納付したことについて、地方税ポータルシステムからの納付データ及び金融機関からの収納金データにより確認する	事後	
令和7年3月30日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法別表の24の項、133の項	事後	
令和7年3月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の49の項	事後	
令和7年3月30日	II-1 対象人数	令和1年6月20日時点	令和7年1月10日時点	事後	
令和7年3月30日	II-2 取扱者数	令和1年6月20日時点	令和7年1月10日時点	事後	